



「ITガバナンスと内部統制」 研究プロジェクト

2021年度活動紹介

研究プロジェクトメンバー 多和田肇

2022/6/10

研究プロジェクトの状況

- 主査（敬称略）：清水恵子
- メンバー（敬称略） 小島幸重、成田和弘、牧野博文、多和田肇
- 概要： ITガバナンスと内部統制をテーマに、ITをどのように企業の戦略目標とクラウドなどの新技術の利用とそのITの信頼性確保をどのようにすべきか昨年度に引き続き、課題について企業としての対応策を考える。

ITを利用したガバナンスの在り方を検討する。異なる利害関係者の要請の統合に果たすべき、経営層の役割とIT部門の役割について検討していきたい
- 開催：オンラインで月1回4，5名の参加
- 内容：各種ITガバナンスに関する文献の紹介など

本研究プロジェクトでは過去

2019年度の活動報告として、経済産業省のSociety5.0における新たなガバナンスモデル検討会でとりまとめられた**「GOVERNANCE INNOVATION： Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」**報告書について報告した。

2020年度の活動報告では2021年2月に発表された**「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2：アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」**報告書（以下「報告書」）の内容について報告した。

その後、2022年3月に同検討会から、**「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」**報告書（案）（以下「概要と現状」）（<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220303003/20220303003-1.pdf> 2022年5月8日閲覧）についてのパブリックコメントが募集されている。今回はこの「概要と現状」報告書で述べられるアジャイル ガバナンスの課題について報告する。

最初に今回の「概要と現状」で述べられる特に、「第二部 アジャイル・ガバナンスの実践プロセス」と「第三部 アジャイル・ガバナンス実践のための環境整備」の内容を紹介する。そのあと、そこで前提とされる、いくつかの点について説明し、最後にその中のシステム監査の役割と当学会の期待されると考えられるところを報告したい。

「概要と現状」報告書（案）目次

目次 第一部 アジャイル・ガバナンスの概要

1 なぜ「イノベーション」に「ガバナンス」が必要か

1.1 イノベーションとは何か

1.2 高まる「ガバナンス」の重要性

2 なぜ「ガバナンス」に「イノベーション」が必要か

2.1 社会の複雑化とゴールの多様化

2.2 伝統的なガバナンスモデルの限界

3 目指すガバナンスモデル — アジャイル・ガバナンス・モデル

3.1 主体：マルチステークホルダー

3.2 手順：アジャイル

3.3 構造：マルチレイヤー

第二部 アジャイル・ガバナンスの実践プロセス

4 アジャイル・ガバナンスの実践プロセス

4.1 ゴール設定

4.2 ガバナンスの全体像のデザイン（ガバナンス・オブ・ガバナンス）

4.3 個別具体的なガバナンスシステムのデザイン

4.4 各ステークホルダーによるガバナンスシステムの運用

4.5 評価と学習

4.6 環境・リスクの再分析とゴールの再設定

第三部 アジャイル・ガバナンス実践のための環境整備

5 ステークホルダー間の連携体制の構築

5.1 政府の政策決定への参加機会の確保

5.2 企業のガバナンスに関する対話の機会の確保

5.3 官民の垣根を越えた知の共有

6 アジャイル・ガバナンスの実践に向けたインセンティブ設計

6.1 企業に対するインセンティブ設計

6.2 政府に対するインセンティブ設計

6.3 個人・コミュニティに対するインセンティブ設計

7 アジャイル・ガバナンスの実践に向けた国際協調

委員名簿

委員名簿

Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会（令和4年1月31日現在）

座長 柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授

副座長 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

伊井 哲朗 コモンズ投信株式会社 代表取締役社長 兼 最高運用責任者

市川 芳明 多摩大学ルール形成戦略研究所 客員教授

伊藤 錬 株式会社メルカリシニアアドバイザー（グローバル戦略） /

ニューヨーク大学ロースクール シニアフェロー

稲谷 龍彦 京都大学大学院法学研究科 教授

岩田 太地 日本電気株式会社 デジタルインテグレーション本部 本部長

上野山 勝也 株式会社PKSHA Technology 代表取締役

馬田 隆明 東京大学産学協創推進本部 FoundX ディレクター

大澤 彩 法政大学法学部 教授

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部法律学科 教授

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

鬼頭 武嗣 一般社団法人Fintech協会 代表理事副会長

久禮 由敬 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー

小林 慶一郎 慶應義塾大学経済学部 教授

齊藤 裕 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長 /

ファナック株式会社 顧問

坂井 豊貴 慶應義塾大学経済学部 教授

境野 哲 NTTコミュニケーションズ株式会社 エバンジェリスト

清水 真希子 大阪大学大学院法学研究科 教授

白坂 成功 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 教授

水津 太郎 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

妹尾 堅一郎 特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長

寺本 振透 九州大学大学院法学研究院 教授

富山 和彦 株式会社経営共創基盤（IGPI）IGPIグループ会長

中川 裕志 国立研究開発法人理化学研究所 革新知能統合研究センター チームリーダー

那須野 薫 株式会社DeepX 代表取締役CEO

西山 圭太 東京大学未来ビジョン研究センター 客員教授

平鍋 健児 株式会社永和システムマネジメント代表取締役社長

深水 大輔 長島・大野・常松法律事務所 パートナー

福島 良典 株式会社LayerX 代表取締役CEO

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科 教授

松尾 陽 名古屋大学大学院法学研究科 教授

松原 豊 名古屋大学大学院情報学研究科 准教授

村瀬 俊朗 早稲田大学商学学術院商学部 准教授

渡部 友一郎 Airbnb Japan株式会社 法務本部長 弁護士

山室 芳剛 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター センター長

当初からの委員数の変遷

バージョン	2019年度	2020年度Ver.2	概要と現状
委員数（オブザーバーと事務局除き）	13名	24名	36名（アカデミア・実務者双方増えている）

目的（プレスリリース時の説明）

- 2編のガバナンス・イノベーション報告書で示した「アジャイル・ガバナンス」の全体像を整理すること（第一部）
- アジャイル・ガバナンスの実践プロセスを整理すること（第二部）
- アジャイル・ガバナンスを実装するために必要な環境整備とインセンティブ設計について国内外の具体例も踏まえつつ示すこと（第三部）

1. イノベーションとアジャイル(第一部から)

この定義を端的に表現すれば、ガバナンスとは、「ステークホルダーに共有された一定のゴールを達成するための仕組み（技術・制度・組織等）の設計・運用」であるといえる。そして、サイバー・フィジカルシステムを通じて幸福や自由を実現するというSociety5.0を実現するためには、以下で述べるように「イノベーションのための、イノベーションに対するイノベーションによるガバナンス」(Governance FOR/OF/BY Innovation)という視点からガバナンスを設計・運用していく必要がある（「概要と現状」3ページ）

イノベーションのためのガバナンスの例

ホームシェアリングを適法と明示した「2018年6月に成立した住宅宿泊事業法

イノベーションに対するガバナンスの例

facebook (meta) の内部告発

イノベーションによるガバナンスの例

AIによる建機自動化

2. 法規制によるガバナンスの困難（第一部から）

伝統的な法規制・市場・民主的システムといったガバナンスの仕組みは、以下のような限界に直面している

（「概要と現状」10～11ページ）

①ルール形成に関する課題

技術やビジネスモデルの変化が速く複雑で、伝統的な業界の壁も容易に乗り越えられるSociety5.0においては、ビジネスモデル単位で具体的な行為義務を定めることが困難であり、仮にそれを定めたとしても、すぐに時代遅れとなってしまう。また、ゴールの多様化に伴い、法目的を一律に定めることも難しくなっている。

②モニタリングに関する課題

リアルタイムでセンサーから収集されたデータなど、モニタリングに必要な様々な情報が取得できるようになっている反面、どのような手法や指標を用いてモニタリングを行うかを一律に定めることが難しい。

③ エンフォースメントに関する課題

様々なシステムが相互運用され、相互に影響しあった結果として問題が発生した場合や、AIなどの機械による自律的な判断によって事故が生じた場合に、誰が責任を負うべきかについて明らかにすることが難しい。

2. 法規制によるガバナンスの困難（承前）

伝統的な法規制・市場・民主的システムといったガバナンスの仕組みは、以下のような限界に直面している（前ページからの続き）（「概要と現状」11ページ）

④ 法適用の地理的範囲に関する問題

国境を越えてつながっているサイバー空間を起点とする社会においては、一国の政府がルールを定め、それを執行するだけでは、十分に自国民の利益を保護することが難しい。

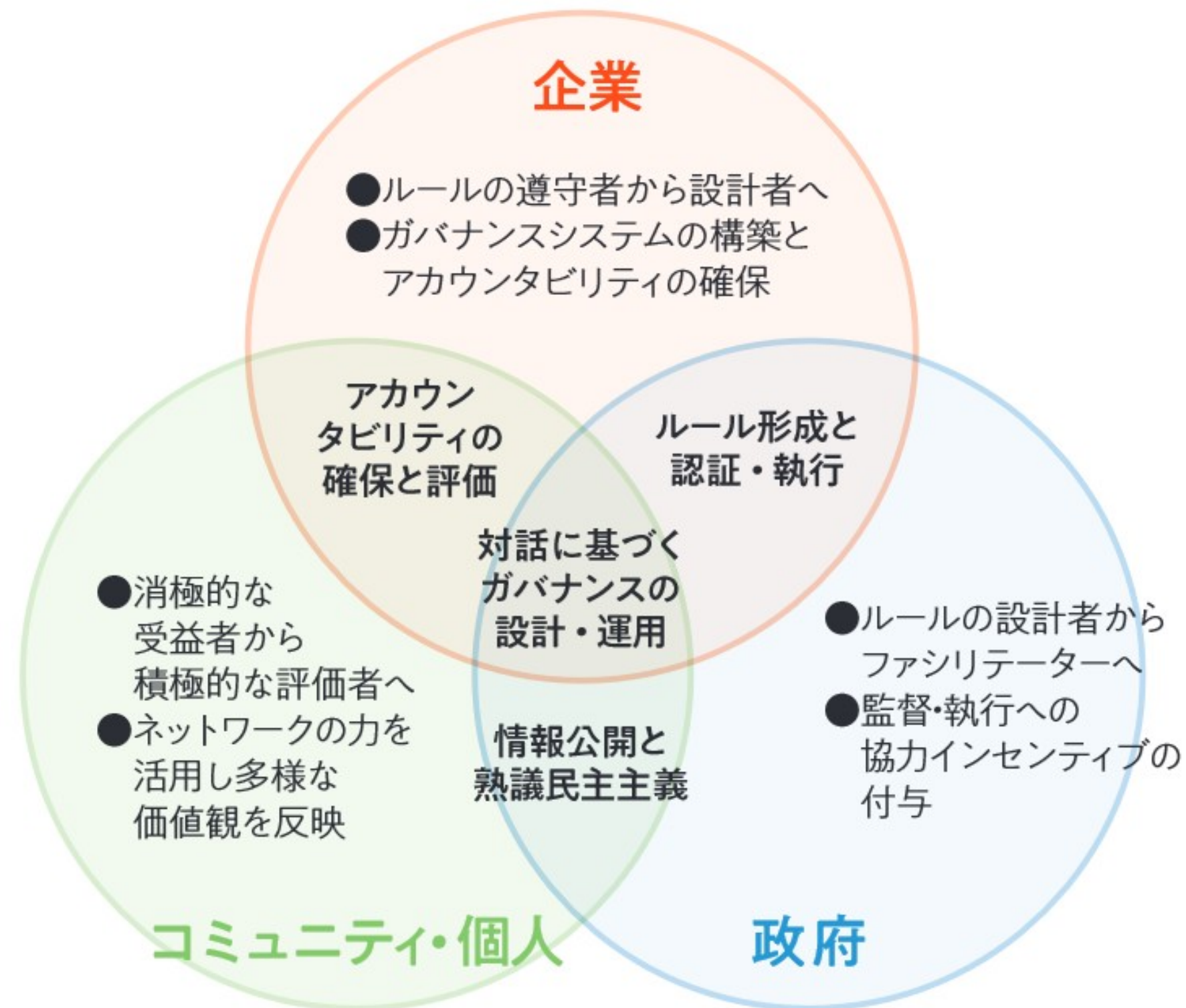
⑤ 法執行主体の組織に関する課題

リアルタイムでセSociety5.0においては、複数の分野横断的な機能が組み合わさって提供されることが一般的である。例えば、MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）を実装するためには、交通だけでなく、電波・通信、決済、プライバシーデータの利活用といった様々な機能が組み合わされる必要があり、これらの統合的なガバナンスを、従来の縦割りの官庁組織において迅速に実施することは難しい。

3-1. 主体 マルチステークホルダー（第一部）

15ページの図を転載

図3 各ステークホルダーの役割

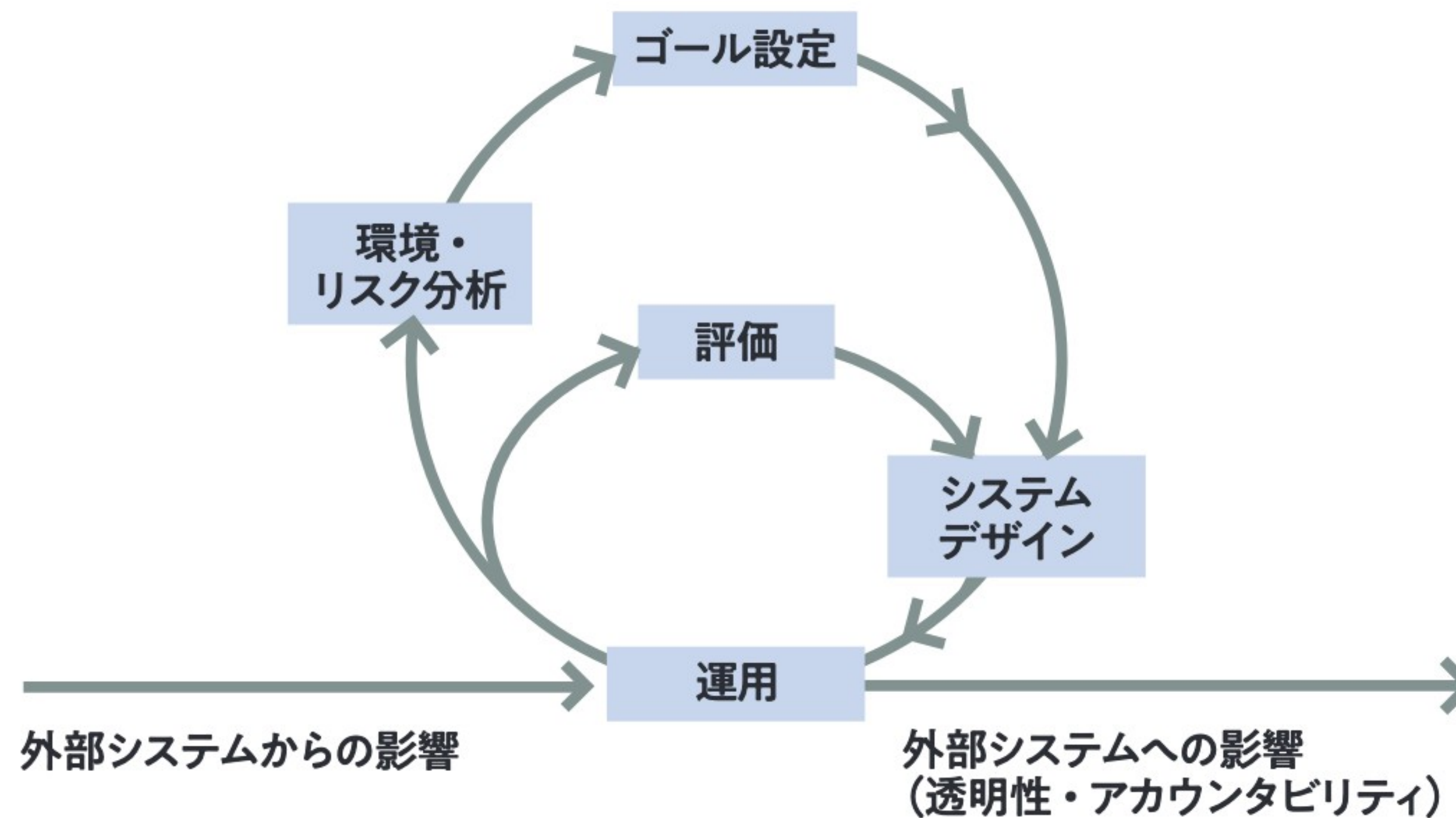


社会の変化の加速と複雑化に伴う情報の非対称性の増大や、価値観の多様化を考えると、企業、政府、個人・コミュニティといった様々なステークホルダーが、それぞれの持つ情報と価値観の下に自主的なガバナンスを行いつつ、透明性と対話を通じて他のステークホルダーとの間での信頼を醸成する、協働的なガバナンスを行っていくことが重要であると考えられる。

3-2. 手順 アジャイル (第一部)

17ページの図を転載

【図4.1.1】アジャイル・ガバナンスの基本的な考え方

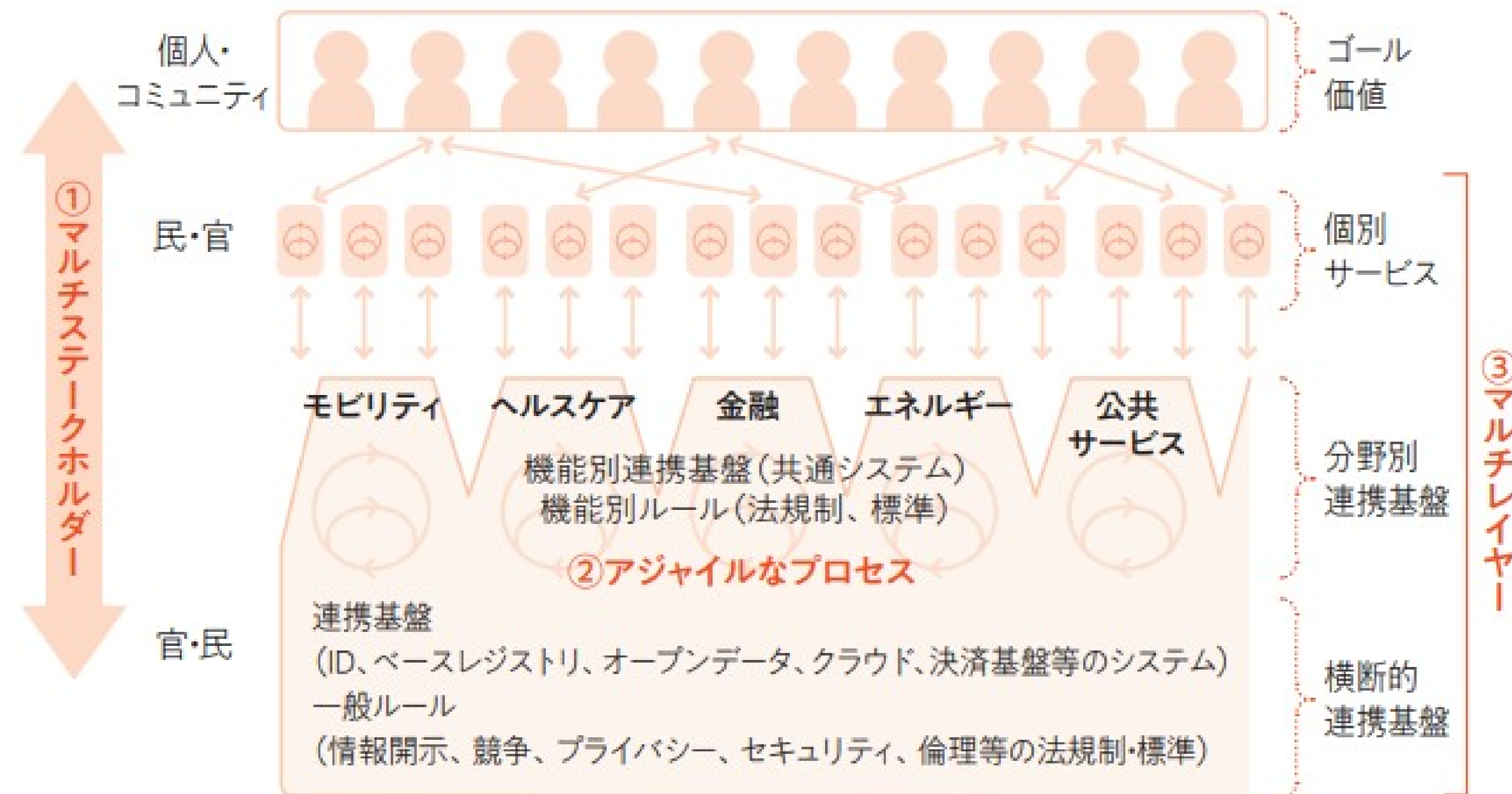


アジャイル・ガバナンスのモデルとは、PDCAを内包しつつも、その前提となる環境分析やゴール設定を常に見直しつつけると共に、外部に対する透明性やアカウントビリティを確保するモデルであるといえる

3-3. 構造 マルチレイヤー（第一部）

15ページから転載

図2 アジャイル・ガバナンス・モデルの全体像のイメージ



3-3. 構造 マルチレイヤー（第一部）

18ページから転載

マルチステークホルダーによるアジャイルなガバナンスを実現するためには、個々の主体が行うガバナンスを、都度調査しなくても信頼できるような仕組みが必要である。そのために、様々な機能の重要な結節点に、信頼の基盤（トラストアンカー）を設置することが望ましい。

このことは、Society5.0のサービスにおける構造とも密接に関係している。Society5.0においては、独立して機能する複数のシステム同士が、地理的制約や業界の壁を越えて動的に相互接続されていく（システム・オブ・システムズ）。例えば、鉄道、バス、タクシー等のモーダル間の連携を行うMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）は、大まかに分類するだけでも、①身元確認、②マッチング、③決済といった複数の横断的な機能の上に、運行という個別のサービスが接続されることで成立する。さらに、これをスマートシティの文脈にまで拡張すると、エネルギーや医療など他の事業分野との連携も求められることになる。

こうした様々なレイヤーの重要な機能について、信頼の基盤が構築され、そこに接続する主体に一定の認証などが与えられることで、拡張性を持つ分散型のガバナンスが可能になると考えられる。そして、このような信頼の基盤をマルチステークホルダーで協調的に構築していくことによってこそ、個々の主体の利益が最大化されるというのが、Society5.0の特徴である。

4. ルール設定について（第二部）

イノベーションをガバナンスするためには、ステークホルダー間で一定の取り決め（ルール）が設定される必要がある。既存のルールによって妥当な結論を導けない場合や、既存のルールがない場合に、ルールを修正又は新たに設計するプロセスである。ルールの中には、企業や連携基盤等が自主的に定める内規や第三者との間の契約、複数の主体が取り決める標準、国家による強制力を伴う法令など、様々な階層がある。（概要と現状24～25ページ）

（1）サービス提供者による自主ルール

例：企業内のルール、業界団体ルール、政府内のルール 等

（2）サービス提供者とユーザーとの間でのルール

例：契約、利用規約、プライバシーポリシー 等：

（3）標準と認証

一定のガバナンス手法については、標準を策定したり、それに対して第三者が認証を与えたりすることでトラストを確保することも考えられる。

ガバナンスに関連する標準・評価制度の例

- リーガルリスクマネジメント（ISO31022:2020）
- 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAPP）

4. ルール設定について（第二部）（承前）

（４）法規制・制裁

法規制や制裁制度の役割は、事業者具体的な行為義務や禁止義務を課すことではなく、ガバナンスにコミットすることへのインセンティブを与えることである。

（５）実体法上のルール

民事上の取引ルールや責任・制裁に関するルールを適切に設計することで、取引の参加者の安全を保護して社会的な価値の創出を促したり、サービス提供主体に適切なガバナンスを実施するようインセンティブ付けたりすることができる。

例: デジタル資産の保護、データの利用権限、不正利用に対する保護、民事責任に関する整理 等サービス提供者による自主ルール

5. 評価と学習（第二部）

アジャイル・ガバナンスのポイントの一つは、ガバナンスシステムの運用の結果を評価し、それを迅速にアップデートにつなげることである。そのため、ガバナンスの結果を当初設定したゴールに照らし合わせ、マルチステークホルダーでその評価を行っていくことが不可欠である。

（30ページ）

（1）評価方法の決定

① トラストの空白域がどこなのか。

例：情報の信頼性、プロセスの信頼性 等

② どの程度の強さのトラストが必要とされるのか。

例：自己言明、相互確認、第三者による評価 等

③ そのトラストを確保するためにどのような手法・アプローチが適切なのか。

様々な保証水準を提供する仕組みを作ることに加えて、ステークホルダーからの申告・通報を確保することも想定される。

単独の手法・アプローチを実行するにとどまらず、個々の手法・アプローチを組み合わせる余地も大きい。

例：自主チェック、ピアレビュー、内部監査、外部監査、第三者による認証、第三者による格付、専門有識者、ユーザーからの申告、内部・外部通報 等

5. 評価と学習（第二部）（承前）

（2）評価基準の決定

イノベーションが加速し、求められるトラストの領域や強さがステークホルダーにより異なり、また、時々刻々と変化する環境下においては、プライバシーや持続可能性などのゴールを、画一的に定量化することは現実的ではないため、どのように評価するかを工夫・検討する必要がある。国・地域、環境等により、ソフトローからハードローまで評価基準の形態には多様性があるが、以下の点は特に重要である。

- ① 評価基準が、設定されたゴールの達成度を適切に反映するものであること。
- ② 評価の対象となる行為の実施基準が明確であること。
- ③ 評価範囲・主体・方法・時期及び結果についての開示基準が明確であること。
- ④ 評価基準に対する意見を常に受け入れ、必要に応じて迅速に基準を見直すことができること。
- ⑤ 以上のプロセスについて、ステークホルダーの関与を得ること。

6. ステークホルダー間の連携体制の構築 (第三部)

5.2 企業のガバナンスに関する対話の機会の確保

企業の透明性とステークホルダーとの対話の重要性については、コーポレートガバナンス・コードでもその重要性が指摘されている(6.1.2参照)。開示の充実と、企業価値の向上との間に正の相関関係が認められるとする実証的な研究も複数存在する。企業の経営者としては、ステークホルダーとの対話に基づいてガバナンスを設計・運用していくことが、ステークホルダーからの信頼獲得ひいては企業価値の向上につながるとの認識の下で、積極的に開示と対話に取り組むべきである。(38ページ)

6. ステークホルダー間の連携体制の構築 (第三部)

5.2 企業のガバナンスに関する対話の機会の確保

アルゴリズムの開示に関する欧州委員会のガイドライン (<https://eurlex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32019R1150&from=EN#d1e868-57-1>)

Article 5

Ranking

1. Providers of online intermediation services shall set out in their terms and conditions the main parameters determining ranking and the reasons for the relative importance of those main parameters as opposed to other parameters.
2. Providers of online search engines shall set out the main parameters, which individually or collectively are most significant in determining ranking and the relative importance of those main parameters, by providing an easily and publicly available description, drafted in plain and intelligible language, on the online search engines of those providers. They shall keep that description up to date.

6. ステークホルダー間の連携体制の構築 (第三部)

3. Where the main parameters include the possibility to influence ranking against any direct or indirect remuneration paid by business users or corporate website users to the respective provider, that provider shall also set out a description of those possibilities and of the effects of such remuneration on ranking in accordance with the requirements set out in paragraphs 1 and 2.
4. Where a provider of an online search engine has altered the ranking order in a specific case or delisted a particular website following a third party notification, the provider shall offer the possibility for the corporate website user to inspect the contents of the notification.
5. The descriptions referred to in paragraphs 1, 2 and 3 shall be sufficient to enable the business users or corporate website users to obtain an adequate understanding of whether, and if so how and to what extent, the ranking mechanism takes account of the following:
 - (a) the characteristics of the goods and services offered to consumers through the online intermediation services or the online search engine;
 - (b) the relevance of those characteristics for those consumers;
 - (c) as regards online search engines, the design characteristics of the website used by corporate website users

6. ステークホルダー間の連携体制の構築 (第三部)

6. Providers of online intermediation services and providers of online search engines shall, when complying with the requirements of this Article, not be required to disclose algorithms or any information that, with reasonable certainty, would result in the enabling of deception of consumers or consumer harm through the manipulation of search results. This Article shall be without prejudice to Directive (EU) 2016/943.

7. To facilitate the compliance of providers of online intermediation services and providers of online search engines with and the enforcement of the requirements of this Article, the Commission shall accompany the transparency requirements set out in this Article with guidelines.

7. アジャイル・ガバナンスの実践に向けた インセンティブ設計（第三部）

6.1.2 市場からの評価

コーポレートガバナンス・コードでは、従来、プリンシプルベースに基づく「コンプライ・オア・エクスプレイン」のアプローチがとられてきたが、実務上は、可能な限りコンプライすることによってエクスプレインを避けたり、形式的なコンプライで対応を済ませたりする例が多いことが指摘されている。しかし、イノベーションの提供者による責任あるガバナンスを実現するためには、企業が様々な価値（ゴール）に関する自らのコミットメントを宣言した上で、それを外部に適切に開示する「コンプライ・アンド・エクスプレイン」が必要である。

（42ページ）

8. アジャイル・ガバナンスの中のシステム監査

ここまでみてきた「概要と現状」の中で特に最後のコンプライアンドエクスプレインでは、ITに関する監査が求められる。しかし、「概要と現状」の中で参照された、EUのランキングに関するガイドラインのようなものが日本にはない。日本にも各種のガイドラインは存在するが、EUのガイドラインとは実務上の使い勝手は異なる。

16～18ページに引用したようにEUのガイドラインは
“やらなくてはならないことが明示されている”
タイプのガイドラインであるのに対して、日本の各種ガイドラインは
“目的は明示されているが、方法は任されている”
というタイプの書き方が多いように思われる。

そのため、企業が“このガイドラインの目的は当社はこれで達している”と主張された場合、実際に問題が発生していなければその方法（システムのありよう）への不備の指摘は行うのが難しいのではないだろうか。すくなくとも強制力を持った指摘をすることは難しいと思われる。

9. 電気通信事業法見直しの”見直し”

日本での事業者による自律的なルール、目的の設定について、最近のニュースからひとつ取り上げたい。
電気通信事業法について、企業団体からの反対で当初の最終案は次のように変更されたとのことである

(読売新聞2022年1月24日<https://www.yomiuri.co.jp/science/20220124-OYT1T50108/> 2022年5月8日閲覧)

変更された主なポイント

	当初の方針	1月14日の報告書案
外務送信規律 義務	利用者の事前同意を取得	通知・公表でも可能
対象事業者	外部送信機能を入れたすべてのウェブサイトやアプリ	「電気通信事業者」と「電気通信事業を営む者」に限定
クラウド 事故報告の義務	通信機能を提供するなどの一部ケースを対象	見送り

9. 電気通信事業法見直しの”見直し”

これは日本だけではなく、5ページのfacebookのような例のように海外でもあることである。

また、昨今ではTwitter社のイーロン・マスク氏による買収についての議論もある。

(トランプ氏のアカウント停止に対する当時のメルケル首相の懸念 (民間企業による停止) は米国では論議の対象にもならない状況であるようだが)

今回のような”後退” (読売新聞の見出しの表現) が起こることは、法的な規制について、インフラを所持する企業が”反対”というそれがとおるのだとすると、日本での消費者の立場は圧倒的に弱いといえるであろう。

このような状況に対して、この委員会の委員でもあった、宍戸常寿 (東大大学院) 氏や山本龍彦 (慶應大学大学院) 氏は、消費者代表といっても現状決まった人しか委員に任命されていない。もっと多様な人に来てもらう必要があるということをいっている。

10. 「概要と現状」議事録から

Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会第 16 回 議事録（令和4年（2022年）1月12日）には発言者氏名はないが次のような記録がある。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/governance_model_kento/pdf/016_gijiroku.p](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/governance_model_kento/pdf/016_gijiroku.pdf(2022)

df(2022
年5月8日閲覧)

- 6.3「個人・コミュニティに対するインセンティブ設計」の中に、「消費者とのコミュニケーションや、消費者代表を入れた助言組織」という記述があるが、個人の価値観が多様化する現在社会において、誰を消費者の代表とみなすのかという点は、非常に難しい。消費者関連の団体や市民から選ばれた委員などが、必ずしも消費者の多数派を代表していると言えない場合もあるため、留意が必要である
- 4.5「評価と学習」に関して、アジャイル・ガバナンスを実現する上で、インフォメーションセンターの役割も重要である。すべての主体が動的に変化するアジャイル・ガバナンスの世界では、安定した評価基準を持つ主体の存在が重要であり、この役割を担うのがインフォメーションセンターであると言える。このインフォメーションセンターを分かりやすく設定することも重要な課題ではないか。

→「インフォメーションセンター」という役割は概要と現状の中では使われていない。一般的な意味での発言と思われる。“安定した評価基準をもつ主体”ということばかり、システム監査学会の役割があるように見える。

10. 「概要と現状」議事録から

Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会第 16 回 議事録（令和4年（2022年）1月12日）にはチャットでの発言として同様に氏名はないが次のような記録がある。

- 社会全体でガバナンスを適切に行うために、認証（Certification）が重要になると思います。関係するステークホルダ（企業・団体）が適正にガバナンスを行っているかどうか、適切なソフトウェアを使っているかどうかを、**第三者が定期的に監査し、評価、認証／是正を行う必要があるか**と思います。欧州のデジタル基盤 IDS/Gaia-X では、要求されるセキュリティレベルに応じて、3段階の Certification の方法を用意しています。

→太線は発表者。システム監査の役割への期待としてとらえた

- 「知の共有」のためには、人材の「交流」とあわせて、人材の「育成」も重要かと思います。デジタルガバナンスの専門家となる日本人（修士・博士）を増やすだけでなく、海外の専門家を議論や対話の場に積極的に招いて交流を図り、ガバナンスのための国際ルール形成や国際標準化活動なども推進できるような人材を計画的・戦略的に増やしていくとよいかと思います。

→システム監査学会もこういった人たちの活躍の場になるとよいのでは

11. まとめ

今回前半では分科会報告をよみつつ、経済産業省のワーキングでの問題意識を確認した。その中では明示的に監査についての言及は見つからなかったが、

- ・EUと比較すると規制の度合いが弱い方向に流れる日本の現状では、日本での運用について、基準をしめしていくこと（特に一般市民の保護が適切に行われるよう国民の不安をなくすような基準の明示が求められるのではないか）
- ・ソフトウェアを含めたIT基盤の定期的な監査は当然のように求められるであろうこと
- ・専門家として、大学、大学院での学問的な研究者も求められること

などをみた。以上いずれでもシステム監査学会がアジャイルガバナンスの実現において、市民の“安心”のために果たせる役割は大きいのではないかと感じている。

今回の活動報告は発表者が所属する企業の見解ではありません。